

利 用 上 の 注 意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

(3) 調査の期間

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間の実績について、平成26年12月31日現在で調査したものです。

特に断り書きがない限り、本書に掲載する数値は当期間又は当期末現在のものです。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E—製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を対象に調査するものです。

(5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査及び乙調査の2種類で、区分は次のとおりです。

ア 甲調査 従業者30人以上の事業所

イ 乙調査 従業者29人以下の事業所

(6) 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計申告により行っています。

(7) 調査の項目

巻末に添付した調査票甲、調査票乙の様式を参照してください。

(8) 集計及び公表

工業統計調査の本県における集計は、県独自に集計したものであり、経済産業省が発表する数値と相違することがあります。

2 工業統計調査用産業分類

日本標準産業分類の改訂に伴い、平成26年調査より工業統計調査用産業分類も改訂した。改定内容については、表1参照

- (1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

| 工業統計調査用産業分類 | 日本標準産業分類 |
|---|------------------------------|
| 1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合） | 1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業 |

(2) 「中分類18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

| 製造品名 | 分類 | 製造品名 | 分類 |
|------------------------------|------|------------------|------|
| 家具・装備品 | 13 | がん具、運動用具 | 325 |
| プラスチック製版 | 1521 | ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事 | 326 |
| 写真フィルム（乾板を含む） | 1695 | 務用品 | |
| 手袋 | 2051 | 漆器 | 3271 |
| 耐火物 | 215 | 畳 | 3282 |
| と石 | 2179 | うちわ・扇子・ちょうちん | 3283 |
| 模造真珠 | 2199 | ほうき、ブラシ | 3284 |
| 歯車 | 2531 | 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く） | 3285 |
| 目盛りのついた三角定規 | 2739 | 洋傘・和傘・同部分品 | 3289 |
| 注射筒 | 2741 | 魔法瓶 | 3289 |
| 義歯 | 2744 | 看板、標識機 | 3292 |
| 装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く） | 322 | パレット | 3293 |
| かつら | 3229 | モデル、模型 | 3294 |
| 時計側 | 3231 | 工業用模型 | 3295 |
| 楽器 | 324 | レコード | 3296 |
| | | 眼鏡 | 3297 |

(3) 日本標準産業分類が平成19年11月に改定（平成20年4月1日適用）されたことに伴い、平成20年調査より工業統計用産業分類も改定しました。改定内容については次のとおりです。

| 旧分類(平成19年まで) | | | 新分類(平成20年以降) | |
|--------------|----------------------|------|--------------|--------------------|
| 産業中分類番号 | 産業名称(産業中分類) | | 産業中分類番号 | 産業名称(産業中分類) |
| 09 | 食料品製造業 | | 09 | 食料品製造業 |
| 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | | 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 11 | 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く) | 統合 | 11 | 繊維工業 |
| 12 | 衣服・その他の繊維製品製造業 | | 12 | 木材・木製品製造業(家具を除く) |
| 13 | 木材・木製品製造業(家具を除く) | | 13 | 家具・装備品製造業 |
| 14 | 家具・装備品製造業 | | 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 15 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 一部移設 | 15 | 印刷・同関連業 |
| 16 | 印刷・同関連業 | 一部移設 | 16 | 化学工業 |
| 17 | 化学工業 | | 17 | 石油製品・石炭製品製造業 |
| 18 | 石油製品・石炭製品製造業 | | 18 | プラスチック製品製造業(別掲を除く) |
| 19 | プラスチック製品製造業(別掲を除く) | | 19 | ゴム製品製造業 |
| 20 | ゴム製品製造業 | | 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 21 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | | 21 | 窯業・土石製品製造業 |
| 22 | 窯業・土石製品製造業 | | 22 | 鉄鋼業 |
| 23 | 鉄鋼業 | | 23 | 非鉄金属製造業 |
| 24 | 非鉄金属製造業 | | 24 | 金属製品製造業 |
| 25 | 金属製品製造業 | | 25 | はん用機械器具製造業 |
| 26 | 一般機械器具製造業 | 分割 | 26 | 生産用機械器具製造業 |
| 27 | 電気機械器具製造業 | 一部移設 | 27 | 業務用機械器具製造業 |
| 28 | 情報通信機械器具製造業 | | 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 | 電子部品・デバイス製造業 | | 29 | 電気機械器具製造業 |
| 30 | 輸送用機械器具製造業 | 分割 | 30 | 情報通信機械器具製造業 |
| 31 | 精密機械器具製造業 | 一部移設 | 31 | 輸送用機械器具製造業 |
| 32 | その他の製造業 | | 32 | その他の製造業 |

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

なお、この報告書中、産業中分類の名称は、別表のように省略して用いています。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。

次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。

その産業とは、「中分類22鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業です。

(3) 「品目別集計表」については、上記の産業格付けとは無関係に品目6桁番号による集計を行っており、たとえば2品目を産出する事業所はそれぞれの品目において1産出事業所としています。したがって、産業別統計表とは異なる数値となっています。

別表

| | 省略表示 | 産業（産業中分類） |
|----|--------|--------------------|
| 09 | 食料品 | 食料品製造業 |
| 10 | 飲料 | 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 11 | 繊維 | 繊維工業 |
| 12 | 木材 | 木材・木製品製造業(家具を除く) |
| 13 | 家具 | 家具・装備品製造業 |
| 14 | パルプ・紙 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 15 | 印刷 | 印刷・同関連業 |
| 16 | 化学 | 化学工業 |
| 17 | 石油・石炭 | 石油製品・石炭製品製造業 |
| 18 | プラスチック | プラスチック製品製造業(別掲を除く) |
| 19 | ゴム製品 | ゴム製品製造業 |
| 20 | 皮革 | なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 21 | 窯業・土石 | 窯業・土石製品製造業 |
| 22 | 鉄鋼 | 鉄鋼業 |
| 23 | 非鉄金属 | 非鉄金属製造業 |
| 24 | 金属製品 | 金属製品製造業 |
| 25 | はん用機器 | はん用機械器具製造業 |
| 26 | 生産用機器 | 生産用機械器具製造業 |
| 27 | 業務用機器 | 業務用機械器具製造業 |
| 28 | 電子部品 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 | 電気機器 | 電気機械器具製造業 |
| 30 | 情報通信機器 | 情報通信機械器具製造業 |
| 31 | 輸送用機器 | 輸送用機械器具製造業 |
| 32 | その他 | その他の製造業 |

4 集計項目の説明

(1) 事業所数

一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものを工業統計では事業所といい、その集計値です。

(2) 従業者数

個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいいますが、工業統計でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものです。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬

で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含みません。

② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいいます。ただし、他企業に出向している者を除きます。

b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいいます。

c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」を言う）に対して1年間に支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計です。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等

1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額です。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

⑤ 転売した商品の仕入額とは、1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額です。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、当該年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

- イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、当該年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、当該年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、原材料、燃料、半製品及び仕掛品の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産

事業所の帳簿価額によります。1年間の数値です。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。
- ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

(8) リース契約額及びリース支払額

- ① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。
- ② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成26年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。
- ③ リース支払額とは、平成26年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額です。したがって、平成26年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

(9) 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（旧地方道路税含む）の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

(10) 推計消費税額

平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、その算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得額）を控除しています。

(11) 事業所敷地面積等

- ① 事業所の面積は、調査日現在において事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、へい、さくなどにより、明確に区分されている場合、又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いています。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含んでいます。
- ② 事業所の建築面積は、事業所敷地にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。

(12) 工業用水

事業所内で生産のために使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいいます。

(13) 算式

統計表中にある有形固定資産投資総額、生産額、付加価値額などについては次の算式によります。

- ① 有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の年間増減額（増加額－減少額）
- ② 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
- ③ 生産額（※）＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）
※ 生産額は従業者30人以上の事業所のものであり、29人以下の事業所については「製造品出荷額＋加工賃収入額」の数値を生産額とみなしています。
- ④ 付加価値額（粗付加価値額）
 - ア 従業者30人以上
付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）
－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－原材料使用額等－減価償却額
 - イ 従業者29人以下
粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－原材料使用額等
- ⑤ 付加価値率＝付加価値額÷{ 製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品の年末在庫額－半製品及び仕掛品の年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額） }×100
- ⑥ 原材料率＝原材料使用額等÷{ 製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品の年末在庫額－半製品及び仕掛品の年初在庫額）
－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額） }×100
- ⑦ 現金給与率＝現金給与総額÷{ 製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品の年末在庫額－半製品及び仕掛品の年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額） }×100
- ⑧ 1事業所当たり製造品出荷額等（または生産額）
＝{ 製造品出荷額等（または生産額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額） }
÷事業所数
- ⑨ 1事業所当たり付加価値額＝付加価値額÷事業所数
- ⑩ 1事業所当たり有形固定資産年末現在高＝有形固定資産年末現在高÷事業所数
- ⑪ 1事業所当たり有形固定資産投資総額
＝{ 有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の増減額（増加額－減少額） }÷事業所数
- ⑫ 従業者1人当たり製造品出荷額等
＝{ 製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額） }÷{（個人事業主及び家族従業者）×12＋常用労働者毎月末現在数の合計 }×12
- ⑬ 従業者1人当たりの付加価値額
＝付加価値額÷{（個人事業主及び家族従業者）×12＋常用労働者毎月末現在数の合計 }×12
- ⑭ 常用労働者のうち雇用者1人当たり現金給与額
＝常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額
÷常用労働者のうち雇用者数

5 回収率

回収率は以下のとおりです。

| 調査対象事業所数 | 調査票回収数 | 回収率 |
|----------|--------|-------|
| 2, 203 | 2, 119 | 96.2% |

注1. 調査対象事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所数及び操業開始後未出荷の事業所を含みません。

注2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出しています。

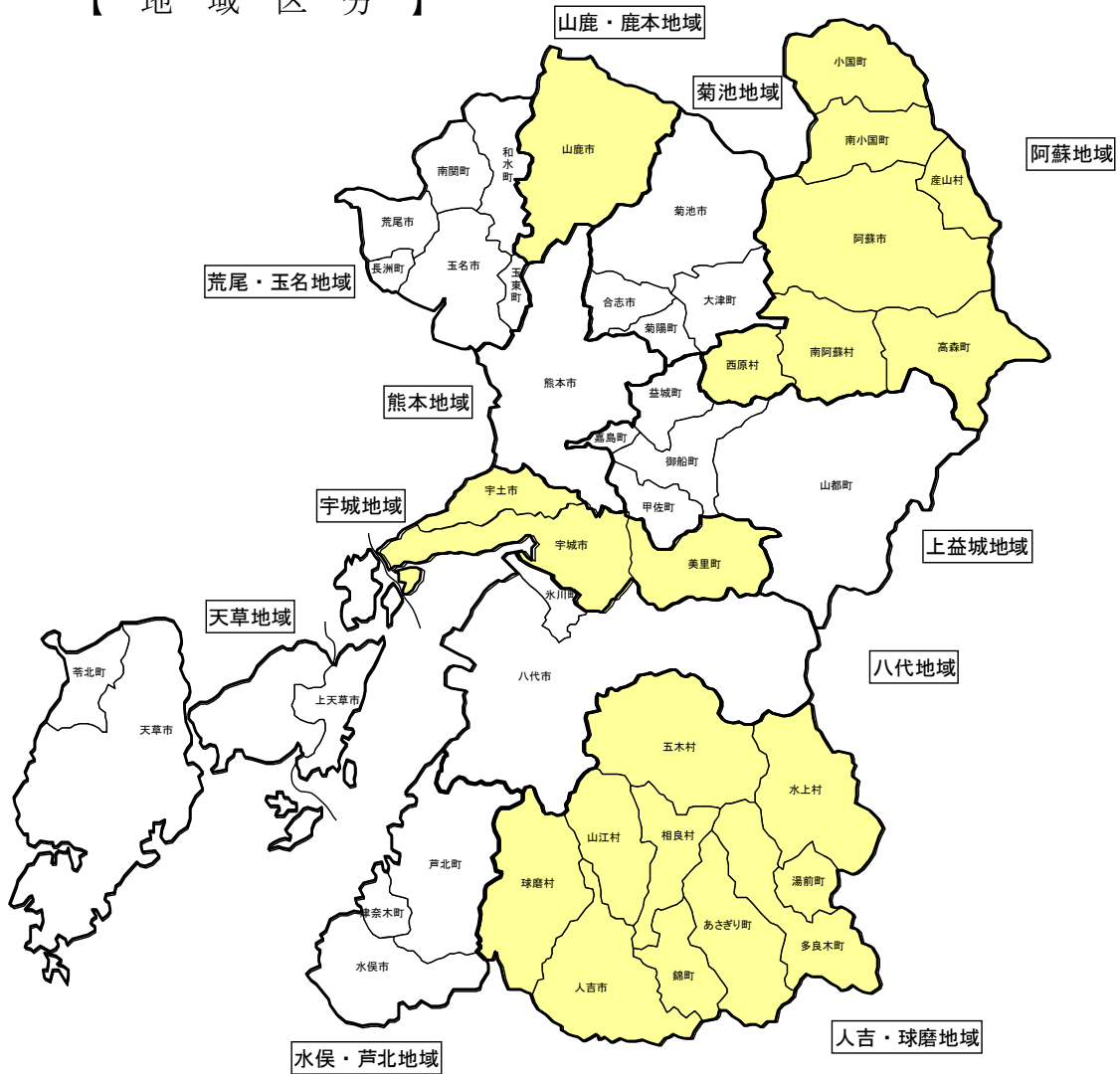
6 その他

- (1) 工業統計は、製造事業所の実態を的確に表すため、平成19年調査から製造以外の活動もとらえる調査内容となっています（製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）。
- (2) 平成23年における数値は、県が平成26年1月に公表した「平成24年経済センサスー活動調査の製造業に関する集計結果確報（以下、「活動調査」という）に基づきます。当数値は、活動調査の調査時点が2月1日であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分があります。数値の解釈に当たっては留意してください。
- (3) 統計表中の記号は次によります。
 - 「－」該当がないもの。
 - 「0」「0.0」単位未満のもの。
 - 「▲」負数のもの。
 - 「X」該当事業所が1又は2事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から内容を秘匿したものです。また、3以上の事業所に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合も「X」で表しています。
- (4) 数値の単位未満は四捨五入しています。したがって、合計と内訳が一致しない場合があります。
- (5) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算しています。
- (6) この報告書に示す地域区分は、次頁のとおりです。
- (7) 誘致企業の状況については、県企業立地課の資料をもとに集計しています。

表1 工業統計調査用産業分類新旧対応表

| 旧 | 新 | 変更内容 |
|--|--|--------|
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | |
| 121 製材業、木製品製造業 | 121 製材業、木製品製造業 | |
| 1211 一般製材業 | 1211 一般製材業 | |
| 1212 単板(ベニヤ)製造業 | 1212 単板(ベニヤ)製造業 | |
| 1213 床板製造業 | | |
| 1214 木材チップ製造業 | 1213 木材チップ製造業 | 分類番号変更 |
| 1219 その他の特殊製材業 | 1219 その他の特殊製材業 | |
| 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 | 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 | |
| 1221 造作材製造業(建具を除く) | 1221 造作材製造業(建具を除く) | |
| 1222 合板製造業 | 1222 合板製造業 | |
| 1223 集成材製造業 | 1223 集成材製造業 | |
| 1224 建築用木製組立材料製造業 | 1224 建築用木製組立材料製造業 | |
| 1225 パーティクルボード製造業 | 1225 パーティクルボード製造業 | |
| 1226 繊維板製造業 | 1226 繊維板製造業 | |
| 1227 銘木製造業 | 1227 銘木製造業 | |
| | 1228 床板製造業 | 分類番号変更 |
| 24 金属製品製造業 | 24 金属製品製造業 | |
| 243 暖房装置・配管工用附属品製造業 | 243 暖房・調理等装置、配管工用附属品製造業 | 名称変更 |
| 2431 配管工用附属品製造業(バルブ、コックを除く) | 2431 配管工用附属品製造業(バルブ、コックを除く) | |
| 2432 ガス機器・石油機器製造業 | 2432 ガス機器・石油機器製造業 | |
| 2433 温風・温水暖房装置製造業 | 2433 温風・温水暖房装置製造業 | |
| 2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く) | 2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く) | |

【 地 域 区 分 】



注：市町村名は、平成26年12月31日現在です。
市（14） 町（23） 村（8）

